

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和2年度本市決算額 1,389,074 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	左のうち、増収分 充当額
社会福祉	小児医療費助成事業費	339,354	108,063
	生活保護法定扶助事業費	3,976,186	304,337
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	723,903	264,025
	介護保険事業特別会計繰出金	1,559,392	568,749
保健衛生	広域救急医療事業費	165,350	28,565
	予防接種事業費	372,149	115,335
合計		7,136,334	1,389,074